

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

人事課

【訓令】

○ 岡山県職員服務規程の一部改正
(県例規集登載)

〃

【企業局】

○ 岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

総務企画課

○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程
(以上県例規集登載)

〃

【教育委員会】

○ 岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則

教育委員会

○ 岡山県教育委員会職員の服務規程の一部改正

〃

○ 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改正
(以上県例規集登載)

〃

目次

担当課(室)

◎岡山県規則第五十一号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)3の項15及び別表第二(1)11の項中「承認及び」を「承認」に改め、「従事許可」の次に「及び消防団員との兼職の承認」を加える。
別表第二(3)11の項に次のように加える。

(4) 消防団員との兼職の承認

別表第三人事課の部6の項中10を11とし、3から9までを一ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

<p>3 消防団員との兼職の承認（部長に係るものに限る。）（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項）</p>			○				
---	--	--	---	--	--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県訓令第七号

序 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員服務規程（昭和三十六年岡山県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第十四条第三項中「第十四条第八項」を「第十四条第十項」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（消防団員との兼職の承認の請求）

第二十五条の二 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第一百十号）第十条第一項の規定により報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求めるときは、兼職承認請求書（様式第十一号）を提出して承認を受けなければならない。

様式第十号の次に次の一様式を加える。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

様式第十一号（第二十五条の二関係）

主管課長	参事・ 副参事	総務班長	班	担当	人 事 課 記 入 欄	受付	
主務課長	参事・ 副参事	班長	班	担当		台帳	
所属長	課長（参事 ・副参事）	班長	班	担当		通知	
<p>兼職承認請求書</p> <p>消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号） 第10条第1項の規定により，次のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岡山県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">所属課（室）所名</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ④</p>							
職務内容と責任の 程度							
兼 職 先	消防団名						
	階 級						
	兼職予定期間	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 年 月 日から 年 月 日まで					

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第十二号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)3の項18中「第35条）及び」を「第35条），」に改め、「第38条）」の次に「及び消防団員との兼職の承認（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項）」を加える。

別表第二8の項中「承認及び」を「承認，」に改め、「従事許可」の次に「及び消防団員との兼職の承認」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第十三号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（消防団員との兼職の承認の請求）

第二十九条の二 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第一百十号）第十条第一項の規定により報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求めるときは、兼職承認請求書（様式第六号の二）を提出して承認を受けなければならない。

様式第六号の次に次の一様式を加える。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

様式第6号の2 (第29条の2関係)

管理者	局長	次長	総務企画 課長	総務班長	班	担当	受付
課長 (所長)	班長 (次長)	(課長)	班				担当
次のとおり承認してよろしいか。							
<p style="text-align: center;">兼職承認請求書</p> <p>消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号） 第10条第1項の規定により，次のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岡山県公営企業管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">所属課所名</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p>							
職務内容と責任の 程度							
兼 職 先	消 防 団 名						
	階 級						
	兼職予定期間	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 年 月 日から 年 月 日まで					

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

附則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第十号

岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月四日

岡山県教育委員会

岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則

(岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「職務専念義務免除の承認」の下に「及び消防団員との兼職の承認」を加える。

一 岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則(昭和四十六年岡山県教育委員会規則第十二号)別表第一館長の項

二 岡山県古代吉備文化財センター規則(昭和五十九年岡山県教育委員会規則第九号)別表所長の項

三 岡山県生涯学習センターの組織及び事務分掌規則(平成八年岡山県教育委員会規則第二十号)別表所長の項

四 岡山県立図書館の組織及び事務分掌規則(平成十六年岡山県教育委員会規則第十八号)別表第一館長の項

五 岡山県総合教育センター規則(平成十九年岡山県教育委員会規則第五号)別表所長の項

(岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 岡山県立学校の管理運営に関する規則(平成十三年岡山県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

別表第五校長の項中「免除の承認」の下に「及び消防団員との兼職の承認」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和三十六年岡山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月四日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第二十七条の次に次の一条を加える。

（消防団員との兼職の承認の請求）

第二十七条の二 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十条第一項の規定により報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求めるときは、兼職承認請求書（様式第十一号の二）を提出して承認を受けなければならない。

様式第十一号の次に次の様式を加える。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

様式第11号の2（第27条の2関係）

教 育 長	教 育 次 長	人 事 担 当 課 長	人 事 担 当 参 事	人 事 担 当 班 長	班	通 知
所 属 長	庶 務 担 当 班（課）長	班 長	班			
次のとおり承認してよろしいか。						
<p style="text-align: center;">兼職承認請求書</p> <p>消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号） 第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岡山県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">所属課（室）所名 職名 氏名 印</p>						
職務内容と責任の 程度						
兼 職 先	消 防 団 名					
	階 級					
	兼職予定期間	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 年 月 日から 年 月 日まで				

注意 上記様式中「庶務担当班（課）長」及び「班長」欄は、課又は班制を有しない所属課（室）所（学校を含む。）にあつては、これらに相当する職員とする。

平成26年7月4日 岡山県公報 号外

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第5号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関

岡山県教育委員会事務決裁規程（昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月四日

岡 山 県 教 育 委 員 会

別表第一9の項中「承認」の次に「及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定による消防団員との兼職の承認」を加える。

別表第三10の項中「承認」の次に「及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項の規定による消防団員との兼職の承認」を挿入する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。